

「遺言書の基礎知識」

＜3. 公正証書遺言の作成に関して＞

b. 公証役場へ支払う手数料

○手数料の計算方法

手数料は、下記①～④の合計額となります。

①遺言書で財産を与える人毎に手数料を求め、全員分を合算

例えば、妻に5,000万円の財産、長男に1,000万円の財産を相続させる旨を遺言に記載した場合、**46,000円**必要です。

次ページの「手数料変換テーブル」を参照ください。

…妻に与える財産は 5,000万円なので、手数料は、29,000円

…長男に与える財産は1,000万円なので、手数料は、17,000円

…上記を合算（妻：29,000円＋長男：17,000円）

②財産額合計による加算

遺言書に記載された財産額の合計が1億円以下の場合、手数料に「**1万1,000円**」が加算されます。

③祭祀主催者指定による加算

遺言書で祭祀者の指定をした場合、手数料に「**1万1,000円**」が加算されます。

④公正証書正本・謄本の作成手数料

公正証書の枚数により決まりますが、おおよそ「**5千円程度**」が加算されます。

※特別な対応が必要な場合には、別途手数料の加算があります。

- ・土日夜間に作成すると手数料が1.5倍となります。
- ・公証人が出張すると 手数料が1.5倍となり、別途、日当2万円に交通費の実費が必要となります。

「遺言書の基礎知識」

＜3. 公正証書遺言の作成に関して＞

b. 公証役場へ支払う手数料

○手数料変換テーブル

	財産の額	手数料
1	100万円 以下	5,000円
2	200万円 以下	7,000円
3	500万円 以下	11,000円
4	1,000万円 以下	17,000円
5	3,000万円 以下	23,000円
6	5,000万円 以下	29,000円
7	1億円 以下	43,000円
8	1億5千万円 以下	56,000円
9	2億円 以下	69,000円
10	2億5千万円 以下	82,000円
11	3億円 以下	95,000円
12	3億5千万円 以下	106,000円
13	4億円 以下	117,000円
14	4億5千万円 以下	128,000円

	財産の額	手数料
15	5億円 以下	139,000円
16	5億5千万円 以下	150,000円
17	6億円 以下	161,000円
18	6億5千万円 以下	172,000円
19	7億円 以下	183,000円
20	7億5千万円 以下	194,000円
21	8億円 以下	205,000円
22	8億5千万円 以下	216,000円
23	9億円 以下	227,000円
24	9億5千万円 以下	238,000円
25	10億円 以下	249,000円
26	10億5千万円 以下	257,000円
27	11億円 以下	265,000円

以降、5,000万円ごとに8,000円加算